## 九州工業大学飯塚キャンパスプール利用細目

平成29年 9月15日 改正 令和 4年 1月 1日 情報工学研究院長伺定

(趣旨)

第1条 この規則は、九州工業大学飯塚キャンパスプール(以下「プール」という)の利用 に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (管理運営責任者)

第2条 プールの管理運営責任者は、情報工学研究院長とする。

#### (使用者の範囲)

- 第3条 プールを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 本学の学生
  - (2) その他管理運営責任者が適当と認めた者

#### (使用期間等)

- 第4条 プールの使用期間は、原則として6月1日から9月30日の平日とする。ただし、 管理運営責任者が特に必要と認める場合は、期間外での使用を認めることがある。
- 2 プールの使用時間は、13時から18時までとする。
- 3 期末試験期間中(クォーター末試験期間含む)および夏季一斉休業中および8月13日 から8月15日は使用不可とする。
- 4 管理運営責任者によってプールの使用が適当でないと判断された場合は、使用期間で あっても使用不可とする。

## (使用申請等)

- 第5条 プールの使用については、体育の正課授業に使用する場合を除いて、次に掲げる場合には、使用予定日の前日までに別紙のプール施設使用許可願を管理運営責任者に提出し、許可を受けなければならない。
  - (1) 学生の課外活動
  - (2) 本学主催の体育行事
  - (3) その他管理運営責任者が適当と認めた場合

#### (使用心得)

- 第6条 プールを使用する者は、次の各号を遵守すること。
  - (1) 使用を許可された者以外は立ち入らないこと。
  - (2) 必ず複数名のグループで使用すること。
  - (3) 使用前は必ず用便を済ませ、シャワーで全身をよく洗い、準備体操を行うこと。
  - (4) 清潔な水着および帽子を着用すること。
  - (5) 使用後は、シャワーで全身をよく洗い洗顔を十分に行うこと。
  - (6) たん、つばを吐くときは、オーバーフローで行うこと。
  - (7) 日焼け止めやサンオイルなどを使用しないこと。
  - (8) 1時間以上の水泳は避けて適宜休憩をとること。
  - (9) 使用後は鍵を全て施錠し、使用した物品を元の場所に戻すこと。
  - (10) 使用後は、プール及び周辺の清掃を行うこと。
  - (11) プールの規格は、深さ1.  $2\sim1$ .  $4\,\mathrm{m}$ 、長さ $5\,0\,\mathrm{m}$ あるので使用にあたっては留意すること。

# (使用の中止または変更)

第7条 使用者は、プールの使用を中止しようとするとき、または申請内容を変更しようと するときは、速やかに管理運営責任者へ届け出なければならない。

#### (使用者の制限)

- 第8条 次の各号に該当する者は、プールを使用してはならない。
  - (1) 医師等から水泳を禁止されている者
  - (2) 伝染病その他の疾病を持っている者
  - (3)激しい運動を行った直後の者
  - (4) 酒気を帯びている者
  - (5) 体調の悪い者
  - (6) その他水泳不適と思われる者

#### (許可の取消等)

- 第9条 使用者が施設内で次の各号に掲げる行為を行った場合、管理運営責任者は使用許可の取り消し、または使用を中止させることがある。ただし(4)については、適切な水分補給に必要な飲料の持ち込みは可とする。
  - (1) ガラス製品の施設内への持ち込み
  - (2) 金属類(カメラ、腕時計等)のプール内への持ち込み
  - (3) 土足での立ち入り
  - (4)飲食、飲酒及び喫煙

- (5) 悪ふざけ等の危険を及ぼす行為
- (6) 飛び込み(ただし、スタート練習のときは、周囲の安全を確認したうえで行うこと)
- (7) 施設、設備の汚損
- (8) その他プールの管理上不適切とみなされる行為

## (損害の賠償)

- 第10条 使用者がプールの設備や物品を滅失、破損または汚損したときは、速やかに管理 運営責任者に届け出なければならない。
- 2 滅失、破損または汚損が使用者の故意または重大な過失による場合は、使用者はその 損害を賠償しなければならない。

#### (事務)

第11条 プールの管理運営に関する事務は、情報工学部学生係(以下「学生係」という。) が行う。

# (雑則)

第12条 その他の事項については、学生係の指示事項を遵守すること。

# 附則

この規則は、平成29年9月15日から施行する。

附則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。